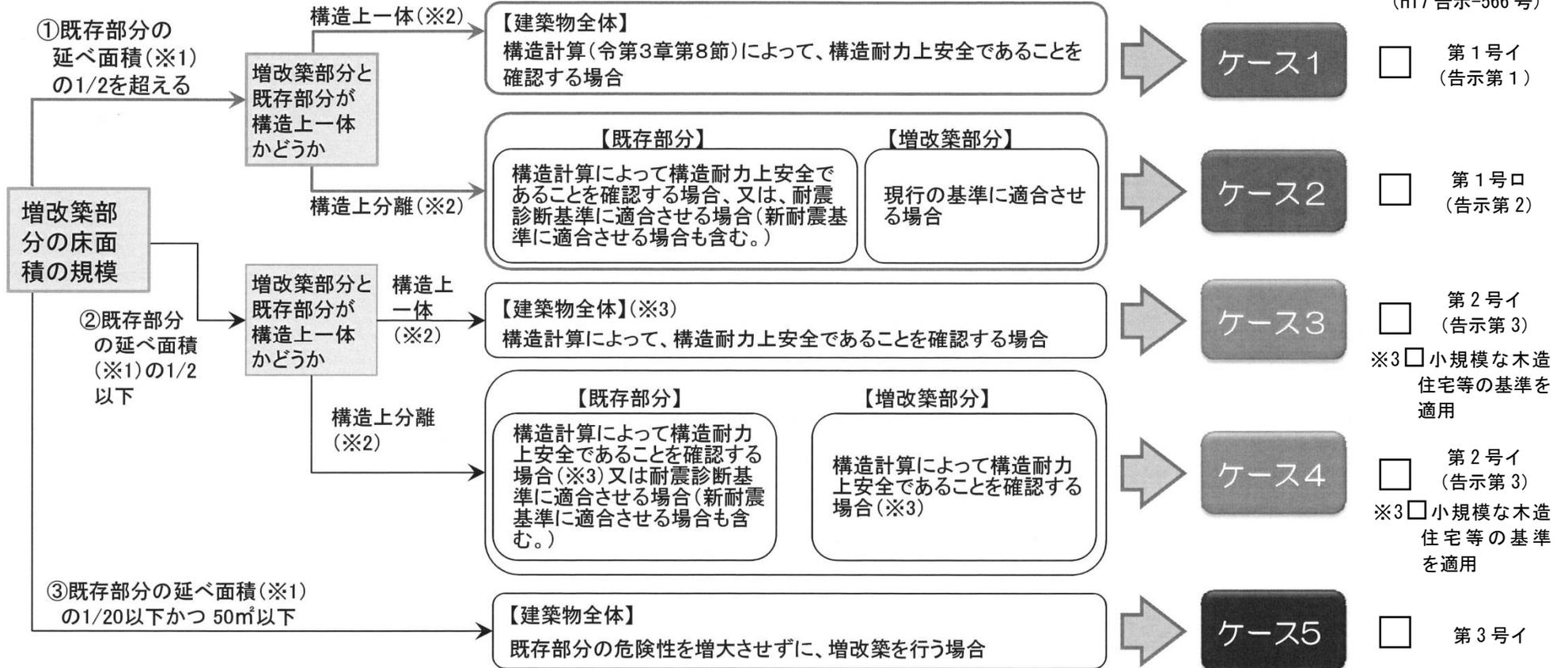


別紙 緩和条件適合方法（施行令第137条の2、平成17年国土交通省告示第566号）

チェック欄

令第137条の2
(H17告示-566号)



※1 構造耐力規定が改正され、改正前は適法であった建築物が改正後の同規定に適合しなくなった時点の延べ面積。

※2 「構造上分離」とは新たにエキスパンションジョイント等相互に伝力を受けない構造方法を設けることにより、建築物を構造上二以上の部分に分けて増改築を行うもの。

※3 小規模な木造住宅等については構造計算を要しない別途の緩和基準がある。(告示第3)

※4 このほか小規模な木造住宅等の基礎の補強の基準がある。(既存部分の延べ面積の1/2以下)(告示第4) ----- ※4 第2号ロ

【設計者氏名】

印

【資格】(級) 建築士 () 登録第 号